

第 21 章

連帯債務・保証・連帯保証

試験での重要度は若干落ちますが、3、4年に一度のペースで出題があります。

各制度の違いがよく主題されます。相殺・弁済など他分野の知識も使うので混乱しやすいですから、図を正確に書いて学習してください。

1 節 連帯債務

1 連帯債務とは

事例 1

A と B は個人店の居酒屋に行って、10000 円分の飲食をした。

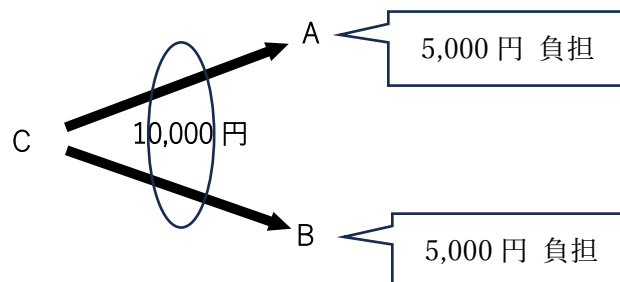
居酒屋の店長 C は誰に 10000 円を請求できるか。

店長 C は、A にも B にも 10000 円を請求できます。

言い換えれば A と B は店長 C に対して「10000 円支払う義務」をそれぞれ負います。

これが連帯債務です。

この場合、A か B のどちらかが店長 C に 10000 円支払えば、連帯債務は消滅します。



図で連帯債務を表現するときは、図のように楕円でまるっと書くようにすると、一目で判別がつきます。

もともと、割り勘で飲もうと A と B が決めていた場合、A と B が支払う金額はそれぞれ 5000 円ずつです。仮に A が 10000 円支払えば、A は B に 5000 円を請求できることになります。これを**求償権**といいます。今、A と B の支払う金額を 5000 円ずつとしています。これは A と B が自由に決められます。店長 C からしたら 10000 円もらえれば、A と B がいくらずつ払うかなど、どうでもいいことです。

この時の A と B がそれぞれ支払うこととなっている金額のことを**負担部分**と言います。

【学習のポイント】債権・債務の図の書き方

問題を解く際に図を書くときは、以下のルールで統一した方が理解しやすいです。



債権者から債務者に向かって矢印を書き、そこに債権額を書いてください。

誰が債権者・債務者かを文章から正確に読み取り、図に起こしましょう。

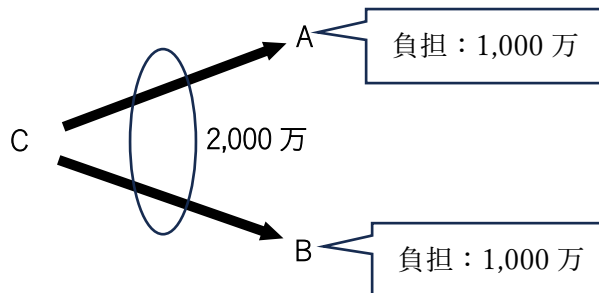
2 相対効と絶対効

前提として、A と B が連帯関係にあるとはいっても、
 A C 間と B C 間の債権・債務の関係は**別個独立の関係**にあります。
 仮に AC 間・BC 間のどちらかの債権債務に何かあったとしても、
 原則、他方の関係には**何ら影響しません**。これを連帯債務の**相対効**といいます。

相対効の代表例は、債務の承認、履行の請求、時効の完成、免除があります。

事例 2

A と B は、C に対して 2000 万円の連帯債務を負っている。
 A と B の負担部分は各 1000 万円とする



(1) 債務の承認

事例の連帯債務が消滅時効にかかろうとしているときのケースです。
 もし、A が債務の承認をした場合、A の債務について時効は更新しますが、
 B の債務について時効は更新しません。

(2) 履行の請求

これも、連帯債務が消滅時効にかかろうとしているときのケースです。
 C が A に「金払え」と履行の請求をした場合、A の債務については時効の完成が猶予されますが、
 その効力は、B の債務については及びません。

(3) 時効の完成

A のみに消滅時効が完成して債務が消滅した場合、B の債務は残り続けます。
 つまり、B が 2000 万の債務を丸ごと背負うということです。

(4) 免除

免除 (めんじょ) 債権者の意思表示によって無償で債務を消滅させる行為

C が A の債務につき免除した場合、A は債務を免れますが、B には影響を及ぼしません。
 つまり B が 2000 万の債務を全額負担することになります。

(1)～(3)は時効の話で出てきていますので、忘れている場合は消滅時効の復習をしましょう。

一方、AC 間・BC 間のどちらかの債権債務に何らかのことが起きたとき、

他方の債権債務も影響を受けることを連帯債務の絶対効と言います。

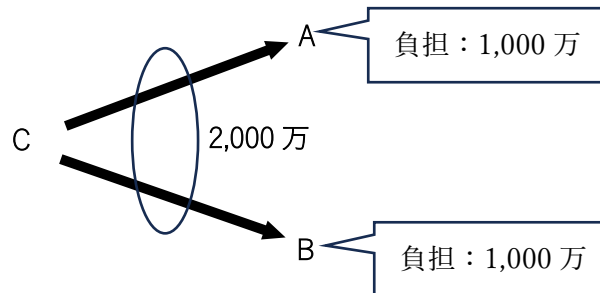
弁済、相殺、更改、混同(相続)の 4 つがあります。これも事例を使って説明します。

事例 3

A と B は、C に対して 2000 万円の連帯債務を負っている。

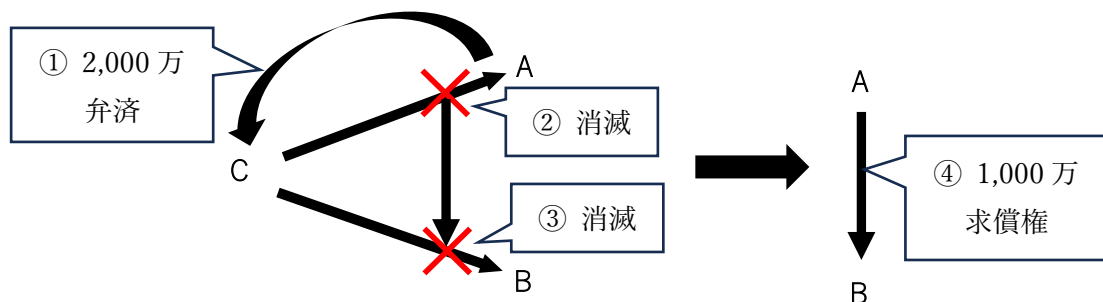
A と B の負担部分は各 1000 万円とする

事例を通して、それぞれ解説していきます。



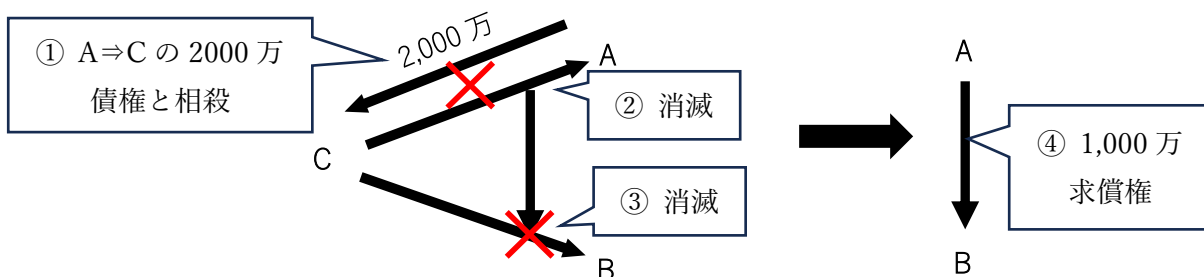
(1) 弁済

事例 1 のケースと同じです。A が C に対して全額弁済すれば、A が C に対して負っている債務は消滅し、絶対効により B が C に対して負っている債務も消滅します。このとき、A は B に対して、負担部分である 1000 万円の求償をすることができます。



(2) 相殺

① A が自らの債権と相殺する場合



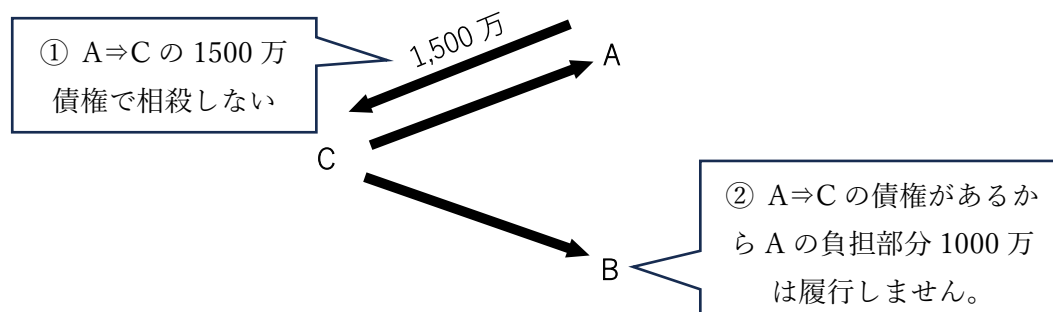
A が C に対して 2000 万円の反対債権を持っている場合、A が自ら相殺した場合、

C⇒A の債権は消滅します。この効力は絶対効なので C⇒B の債権も消滅します。

よって B は債務を免れることになります。

ただし、連帯関係ですから A は B に対して、負担部分である 1000 万を B に求償できます。

② A が自らの債権と相殺しない場合



A が C に対して 1500 万円の反対債権を持っている場合で、A が自ら相殺しない場合、C が B に対して 2000 万円全額の支払いを請求した際、B は A の反対債権でその**履行を拒むことができます**。

ただし、履行を拒むことができるのは A の負担部分 1000 万までです。

※B が相殺の意思表示をできるわけではありません、履行を拒めるってだけです。

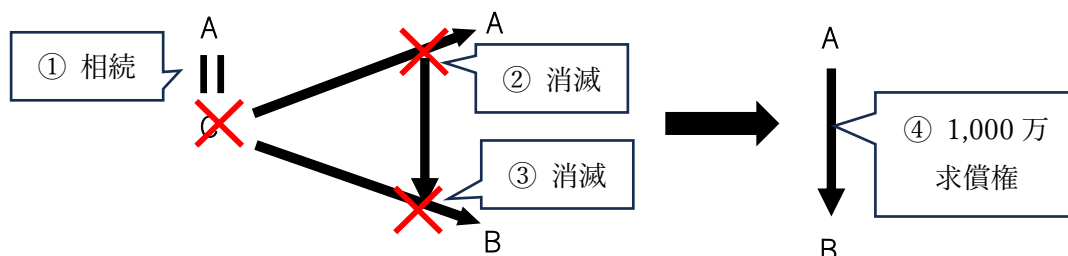
(3) 更改 (こうかい)

更改とは**新たな契約をする**ことで、前の債権が消えて、新しい債権が生じることです。

A と C で新たに契約を結んだことで、事例の契約は消滅します。つまり、B と C の契約も消滅するということです。

ただし、A は B に対して負担部分 1000 万を求償することができます。

(4) 混同(相続)



混同とは、**債権者＝債務者**となることです。

相続が起きると、権利義務の一切を引き継がれるので、債権者＝債務者となる状況が生まれます。

事例では、C が被相続人、A が相続人というケースです。

C が亡くなった場合、C の権利義務の一切を A が承継します。

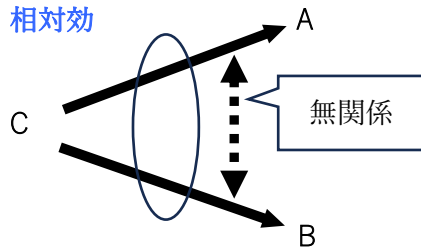
そうすると、A は 2000 万の連帯債務の「**債務者 兼 債権者**」という状態になります。

自分でお金を貸して、それを自分で借りるという不都合な状態が生じていますので、この場合、連帯債務は消滅することになります。

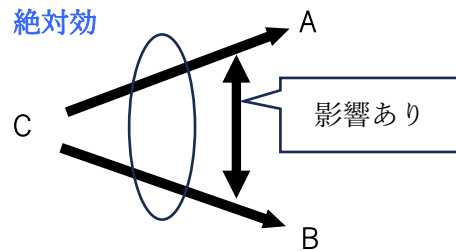
ただし、相変わらず A は B に対して自身の負担部分 1000 万を求償することができます。

【図で記憶】連帯債務の相対効・絶対効

相対効



絶対効



弁済・相殺・更改・混同(相続)

【大事な考え方】絶対効に共通すること

弁済・相殺・更改・混同は全て「**債権を消滅させる行為**」ということです。

債権自体がなくなってしまうのですから、他の債務者にも影響を与える(絶対効)と考えましょう。

試験対策上、絶対効(弁済、相殺、更改、混同)をしっかり覚えて、それ以外は相対効としましょう。

覚える量をなるべく減らしてください。

2節 保証

1 保証の仕組み

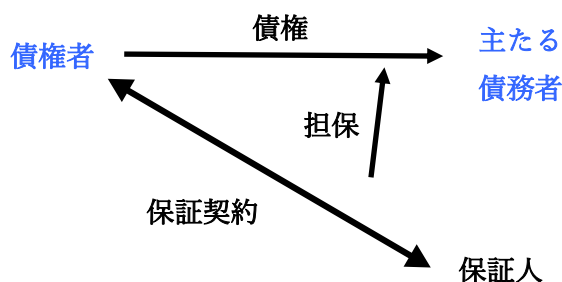
部屋を借りるときに、不動産屋から「保証人をつけてください」と言われたことがあると思います。それは、部屋を借りた名義人が、家賃を払えなくなってしまった場合に、

代わりに払ってくれる人を決めてくださいということです。

このときの部屋を借りる人を「主たる債務者」、代わりに家賃を払う人を「保証人」といいます。

保証 主たる債務者が債務を履行しないとき、保証人が債務を履行する制度。

保証債務 保証人が債権者に対して負う義務のこと。



主たる債務者が債務の履行をしないときに備えて、「不動産」を担保に入れるときに使うのが抵当権。一方、「人」を担保にする場合が今回勉強する保証というものです。

保証は、債権者と保証人になる人の間で結ばれる契約です。

保証契約は書面または電磁的記録でなければ効力を生じません。

これを民法では要式契約といいます。

通常の契約は口頭で成立しますが(諾成契約)、

保証契約は書面・電磁的記録でなければ効力を生じません。口約束の保証は無効ということです。

また、保証契約は債権者と保証人の間で結ばれる契約なので、

主たる債務者の意思を無視して契約締結ができます。

2 保証人になれる条件

保証人は、万が一の時に主たる債務者に代わってカネを債権者に払わなければいけない人ですから、どんな人でも保証人になれるわけではありません。

主たる債務者が保証人を立てる義務を負う場合、

弁済資力・行為能力の両方を有する者が保証人になります。

(弁済資力=弁済するだけのカネを持っていること、行為能力=単独で法律行為ができること)

もし、保証人の弁済資力がなくなってしまった場合、債権者は、保証人を変えるよう請求できます。

ただし、「**債権者**」が**保証人を指名**した場合、保証人はどんな人でもなれます。
保証人がどういう人であろうと、どんなことになるかと債権者の自己責任ということです。
仮に、保証人の弁済資力がなくなってしまうても、債権者が自己責任でその人を選んだのですから、
保証人の変更請求はできず、自分で責任を取りなさいということです。

3 情報提供義務

保証契約において、債権者は保証人に対して次の情報を提供する義務を負います。

- ・主たる債務の**履行の状況**に関する情報
- ・主たる債務者が**期限の利益を喪失した場合**の情報
- ・**契約締結時**の情報

主たる債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は「知った時から **2 か月**以内にその旨の通知をしなければなりません。「期限の利益の喪失」とは何かについて、章の最後のコラムで解説します。

4 保証債務の範囲

保証債務の範囲とは、主に保証人が代わりに払うときの**お金の範囲**です。

主たる債務の**元本、利息、違約金、損害賠償**におよびます。

主たる債務に損害賠償額の予定や違約金の定めがない場合でも、
保証債務についてのみ損害賠償額の予定、違約金の定めをすることができます。

5 保証債務の性質

保証債務は、保証契約を結んだ際、保証人が債権者に対して負う義務のことです。

保証債務の 3 つの性質、**付従性、随伴性、補充性**を抑えましょう。

1 付従性（ふじゅうせい）

主たる債務が成立しないと保証債務は成立せず、主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅するという性質。主債務がなければ保証のしようがないということです。

保証債務は、**主たる債務と運命を共にする**といったイメージです。

付従性から次のことが成り立ちます。①、②の性質が特に重要です。

- ① **主たる債務者に生じた事由の効力は、保証人に及ぶ**
- ② **保証人に生じた事由の効力は、原則として主たる債務者に及ばない。**
- ③ 主たる債務が軽くなれば、保証債務も軽くなる。
- ④ 主たる債務が保証契約の締結後に加重されても、保証債務は加重されない。

2 随伴性（ずいはんせい）

主たる債務が移転すると、保証債務もそれにくっついて移転するという性質。

「債務が移転したとき」とは「債権が移転したとき」ということですから、
つまり、債権譲渡があったとき、保証債務も一緒に移転すると考えましょう。

3 補充性 (ほじゅうせい)

主たる債務者が弁済をしない場合のみ、保証人が弁済すればよいという性質。

保証人には保証債務の性質により、次の2つの権利が認められます。

① 催告の抗弁権 (さいこくのこうべんけん)

債権者がいきなり保証人に弁済の請求をしてきた場合、

保証人が「**まずは主たる債務者に請求してください**」と債権者に言える権利のことです。

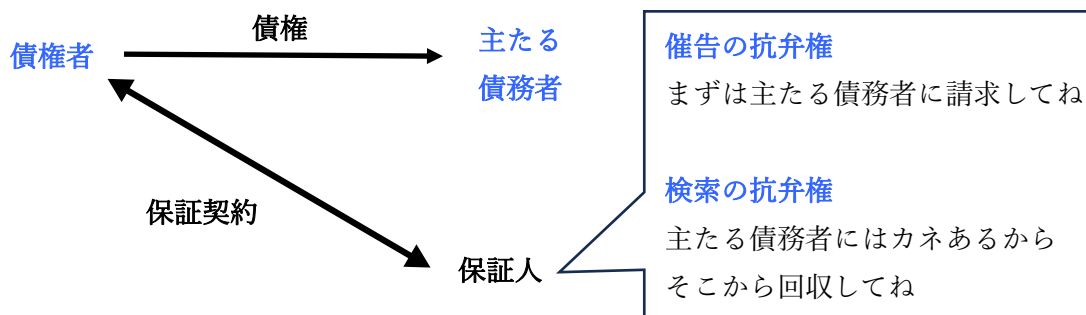
② 検索の抗弁権 (けんさくのこうべんけん)

債権者が主たる債務者に請求した上で、保証人に請求してきた場合、

「主たる債務者はカネを持っているから、主たる債務者からまずは回収してください」と言える権利のことです。

この場合、保証人は次のことを証明する必要があります。

- ・主たる債務者に弁済する資力があること
- ・執行が容易にできること



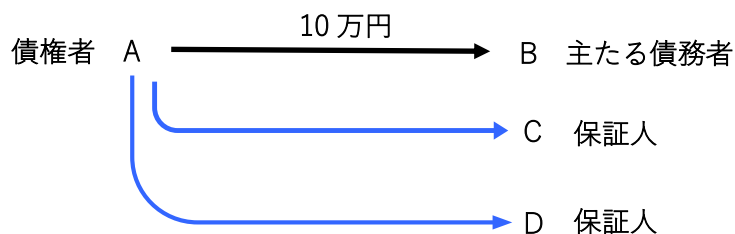
6 分別の利益

これは、保証人が2人以上いる場合に起きる話です。事例で見えていきます。

事例4

BがAから10万円借り、その保証人としてC、Dが付いた。

Bが返済できない場合、AはCだけに10万円の返済を請求できるか。



この場合、

CとDの保証債務は各5万円ずつになるので、AがCに請求できるのは**5万円まで**となります。

このときの**保証債務を頭割り**(10万円÷C、Dの2人=5万円)とすることを**分別の利益**といいます。

仮に、AがCに5万円を請求し、Cが5万円支払った場合、

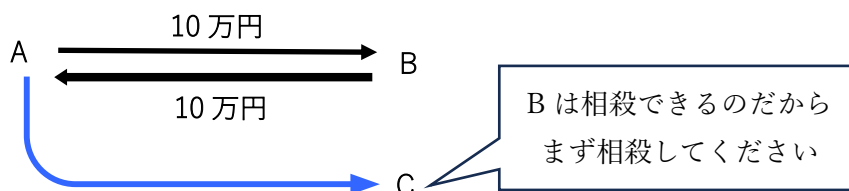
CはBに対して「立て替えた分の5万円払ってね」と求償できることになります。

7 その他の保証人の権利

保証債務の付従性から、主たる債務者が債権者に対して主張できることは、保証人も債権者に主張できます。次の例で考えてみましょう。

事例 5

債権 10 万円について A が債権者、B が主たる債務者、C が保証人とする。
B が A に対して反対債権 10 万円を有している。



この場合、主たる債務者 B は相殺ができる状況にあります。

もし、B が相殺をしない場合、保証人 C は、

B が相殺で免れるべき限度(事例でいうと 10 万円)で履行を拒むことができるということです。

保証人 C は「B は反対債権を持っているのだから、まずそちらを相殺してください」と債権者 A に主張できるということです。

事例は、主たる債務者 B が相殺権を持っていた場合ですが、

B が取消権・解除権を有している場合も、C はその権利を主張することができます。

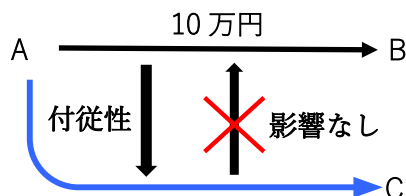
8 保証債務と時効の話

事例 6

債権 10 万円について A が債権者、B が主たる債務者、C が保証人とする。

(1) B が A に対し、債務の承認をした場合、C の保証債務の時効はどうなるか。

(2) C が A に対し、債務の承認をした場合、B の主たる債務の時効はどうなるか。



(1) 主たる債務に生じた事由の効果は、原則として保証債務にも及びます。(付従性)
事例でいうと、主たる債務に承認があった場合、B の主たる債務の時効は更新されます。
この効果は保証債務にも及ぶので、C の保証債務も時効の更新がされます。

(2) 反対に、保証人に生じた事由は、主たる債務者に影響がありません。
保証人 C が債務の承認をすると、保証債務の消滅時効は更新しますが、
B の主債務の消滅時効は更新しません。

仮に、主たる債務の消滅時効が完成していた場合、保証人 C は主たる債務者 B の代わりに時効を援用することができます。援用することで、主たる債務が時効により消滅し、付従性によって保証債務も消滅することになります。

保証人にとって主たる債務が消えれば、保証債務も消えるので、消滅時効の援用ができる **正当な利益を有する者** として扱われるからです。

3節 連帯保証

1 連帯保証とは

実務上、頻繁に行われている保証契約がこの連帯保証契約です。
不動産を借りるときの保証人もほとんどがこの連帯保証人だと思います。

連帯保証

保証人が**主たる債務者と連帯して**債務を負担する保証。

単なる保証契約の場合、保証人は「まずは主たる債務者に請求して」と言いましたが、連帯保証の場合はこれと言えません。

つまり、債権者からダイレクトに保証人に請求が来た場合、

催告・検索の抗弁権を使うことができず、おとなしく弁済しなければならないということです。

また、連帯保証人が複数いる場合、各連帯保証人の保証債務は頭割りではなく全額となります。

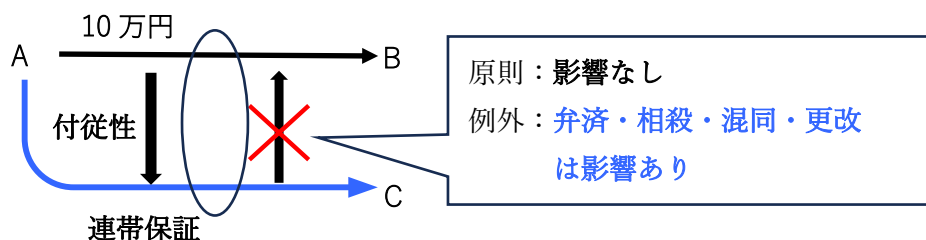
つまり、**分別の利益はありません**。連帯保証は、債権者に非常に有利な契約となります。

2 相対効と絶対効

連帯保証も保証契約の一形態ですから、**保証債務の付従性**より、主たる債務者に生じた事由は、連帯保証人にも効力が及び、連帯保証人に生じた事由は、原則として主たる債務者に効力が及ばないことになります。

ただし、例外として、

連帯保証人に「**弁済・相殺・混同・更改**」が生じた場合、主たる債務者に効力が生じます。（絶対効）

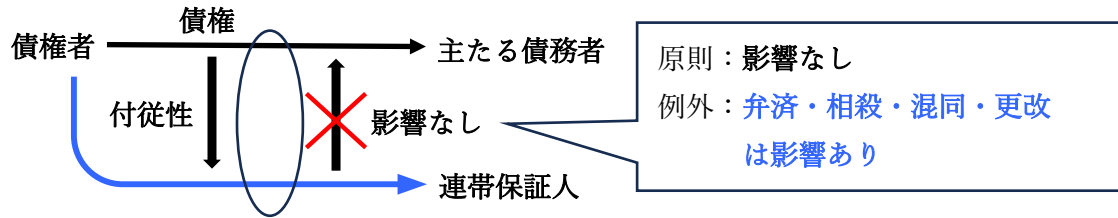


また、連帯保証を図で書くときは「連帯」ということを強調するため、楕円で「主たる債務」と「保証債務」をまるっと結びましょう。

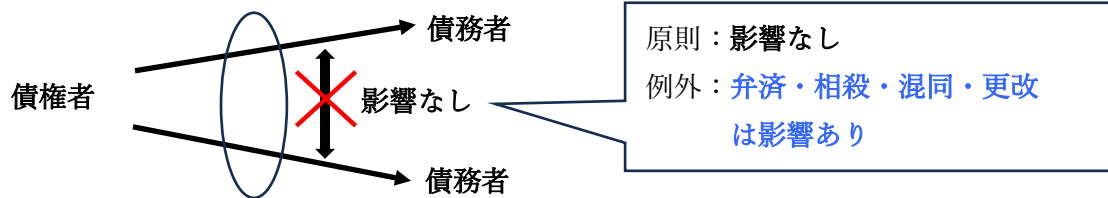
【図で記憶】相対効・絶対効まとめ

連帯債務・連帯保証の比較はよく出題されますので、ここでまとめておきます。

【連帯保証】



【連帯債務】



※時効の利益放棄は全ての場合において相対効！他に影響しない！

【コラム】「期限の利益の喪失」とは

「期限の利益」とは

支払い期日が来るまで全額を返済しなくてよいという、カネを借りた債務者の権利です。この利益があることで、借金をしても分割払いというものが認められるわけです。

期限の利益を喪失するということは、つまり、

分割払いの権利を失い、借り入れていた借金を全額一括で支払わなければなりませんということになります。

たいていの金銭消費貸借契約(金消契約)では、期限の利益の喪失に関する事項が書かれます。

第〇条 (期限の利益喪失)

1. (債務者)は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとする

- (1) (債務者)が弁済金の支払を1回でも遅滞したとき。
- (2)

保証契約において、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は保証人に対してそのことを報告しなければならないです。(債権者の情報提供義務)